⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 August 2017 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 7 August 2017 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 7 August 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成29年８月７日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成29年６月21日午後３時まで

③　入札の締切　平成29年８月７日午後４時まで

④　開札日時　平成29年８月22日

①工事　国道45号小鎚地区舗装工事　午前10時30分

②工事　国道45号唐丹地区舗装工事　午後１時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成29年７月20日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年６月１日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　源島　良一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　須川第一橋他４橋（鋼上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）静岡県駿東郡小山町上野

至）静岡県御殿場市塚原

⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路における須川第一橋（上下線）、小山パーキングエリアＢランプ橋、小山パーキングエリアＣランプ橋、上野川橋（上下線）、竜良川橋（上下線）の鋼上部工を新設する工事である。

⑸　工事概算数量

橋梁上部工

形式　鋼連続鈑桁橋、鋼単純箱桁橋

最大支間長　66.4m

架設工法　クレーンベント工法、送出し工法

⑹　工期　契約締結の翌日から1170日間

⑺　使用する資機材

コンクリート　約2,800㎥

鉄筋　約700ｔ

鋼材　約2,200ｔ

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑿　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２、求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

鋼箱桁橋の工場製作

求める実績２

送出し工法により架設した支間長50m以上の鋼箱桁橋の工事

求める実績３

鋼上部工又は鋼橋脚において、板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

鋼箱桁橋の工場製作

求める実績２

送出し工法により架設した鋼箱桁橋の工事

求める実績３

鋼上部工又は鋼橋脚において、鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。